

成年後見シンポジウム 専門職、市民後見人の連携

日時 平成24年2月18日(土) 13:30～16:00

場所 あすてっぷKOBÉ 2F セミナー室

【開会】(13:30)

◆シンポジウム趣旨説明：幸 寺 覚氏（弁護士、神戸シルバー法律研究会 代表幹事）

【第一部 報告】(13:35～14:10)

◆テーマ：「神戸市における市民後見人養成の意義」

◆発表者：三和田智子氏（神戸市保健福祉局計画調整課調整係長）

仁尾 幹夫氏（神戸市成年後見支援センター長）

市民後見人候補者の皆さん

【休憩】(14:10～14:20)

【第二部 事例検討パネルディスカッション】(14:20～15:50)

◆テーマ：「成年後見制度 活用事例Q&A」

－神戸市成年後見支援センターに寄せられた相談より－

◆コーディネーター：幸 寺 覚氏（弁護士、神戸シルバー法律研究会 代表幹事）

◆パネリスト：野上真由美氏（弁護士、兵庫県弁護士会・高齢者・障害者総合支援センターたんぽぽ）

小川真理子氏（司法書士、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部）

植田 京子氏（社会福祉士、一般社団法人兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター ぱあとなあ兵庫）

溝部 理恵氏（税理士）

井上 恒久氏（行政書士）

三和田智子氏（神戸市保健福祉局計画調整課調整係長）

【会場との質疑応答】(15:50～16:00)

【閉会】(16:00)

主催：神戸シルバー法律研究会、第三者後見ネットワーク連絡会、神戸市
神戸市社会福祉協議会こうべ安心サポートセンター、神戸市成年後見支援センター

目 次

【第一部 報告】

神戸市における市民後見人の養成（市民後見人とは、神戸市における取組）…………… P 4 ～ 9

【第二部 事例検討パネルディスカッション】

1. 成年後見制度の利用

Q 1 本人の財産を守る（回答：野上 弁護士）…………… P 10 ～ 11

2. 申立て

Q 2 成年後見申立ての手順（回答：小川 司法書士）…………… P 12 ～ 13

Q 3 市長申立の手順、及び利用支援事業の利用方法（回答：神戸市 三和田氏）… P 14 ～ 15

3. 後見人等の職務

Q 4 後見人等の職務範囲（回答：植田 社会福祉士）…………… P 16 ～ 17

Q 5 被後見人の確定申告（回答：溝部 税理士）…………… P 18

4. 後見等の終了

Q 6 本人死亡後の事務は誰がするのか（回答：井上 行政書士）…………… P 19

パネルディスカッション：コーディネーター・パネリストの紹介

▶ コーディネーター：幸寺 覚（こうでら さとる）氏
現職：弁護士 東町法律事務所

▶ パネリスト：野上 真由美（のがみ まゆみ）氏
現職：弁護士 中神戸法律事務所

▶ パネリスト：小川 真理子（おがわ まりこ）氏
現職：司法書士 小川司法書士事務所

▶ パネリスト：植田 京子（うえだ きょうこ）氏
現職：社会福祉士 植田社会福祉士事務所

▶ パネリスト：溝部 理恵（みぞべ りえ）氏
現職：税理士 溝部税理士事務所

▶ パネリスト：井上 恒久（いのうえ つねひさ）氏
現職：行政書士 井上恒久行政書士事務所

▶ パネリスト：三和田 智子（みわだ さとこ）氏
現職：神戸市保健福祉局計画調整課調整係長

参考：主催団体の紹介

神戸シルバー法律研究会とは

1. 本研究会は、平成4年9月から神戸市が実施した「神戸シルバー法律相談」を受任する弁護士により発足された団体。平成13年3月31日をもって、当該相談業務が「兵庫県弁護士会」に引き継がれたことを受け、会員を弁護士以外の医師、福祉関係者、学識経験者、公認会計士、行政にも拡げ、高齢者・障害者に関する権利擁護等の調査・研究機関として再スタートした。（事務局：こうべ安心サポートセンター）
2. 平成24年2月現在の会員数は、弁護士10名、医師4名、福祉関係者5名、公認会計士1名、行政書士1名、学識経験者2名、行政7名の30名である。

（参考）近年の主な活動

年 度	活 動 内 容
平成22年度	・「申立て支援から始まる!!成年後見制度の利用」シンポジウム ・「成年後見制度活用サポートブック 改訂版」発行 ・神戸市成年後見支援センター事業への協力
平成21年度	・「現場からの発信 成年後見制度の活用を考える」シンポジウム ・「成年後見制度活用サポートブック」発行 ・「成年後見制度実態調査」事業への協力
平成20年度	・シンポジウム「みんなで考えよう!『成年後見制度』」
平成19年度	・「在宅高齢者の虐待について考える」シンポジウム ・「(仮称) 高齢者をサポートする若者(大学生) 育成プロジェクト」の研究
平成18年度	・高齢者虐待の事例検討
平成17年度	・高齢者虐待の事例検討
平成16年度	・「『高齢者虐待』を考える」シンポジウム
平成15年度	・第2回「死ぬまで幸せに生きるには」シンポジウム ・「権利擁護を支える人材の養成・育成」の研究
平成14年度	・「施設サービス利用者のための権利擁護システム」の研究 ・第1回「死ぬまで幸せに生きるには」シンポジウム
平成13年度	・オーストラリアの成年後見制度について ・成年後見における身上監護
平成12年度	・成年後見制度における法人後見の研究 ・第2回オーストラリア・ヴィクトリア州現地調査
平成11年度	・成年後見制度における法人後見の研究 ・高齢者の権利擁護を考える国際シンポジウム (H11.11)
平成10年度	・高齢者財産管理に関するシンポジウム開催 (H10.6) ・イギリス・ランカシャー現地調査
平成9年度	・財産管理に関する監査システムに関する研究 ・第1回オーストラリア・ヴィクトリア州現地調査 ・研究報告書「財産管理に関するシステム研究報告書」
平成8年度	・研究報告書 (H8.4)「カナダ・アルバータ州の成年後見と高齢者財産管理」
平成7年度	・カナダ・アルバータ州現地調査
平成6年度	・研究報告書 (H6.4)「高齢者のための生活支援・財産管理総合システムについて」 ・第2回高齢者財産管理シンポジウム (H6.7)
平成5年度	・高齢者の財産管理を含めた統合システムの基礎研究 ・第1回高齢者財産管理シンポジウム (H5.7)
平成4年度	・財産預託制度負担付き(生前)贈与と負担付き死因贈与に関する比較研究 ・高齢者等財産管理事業研究会第1次報告書 (H5.3) ・神戸シルバー法律相談開始 (H4.9)

第三者後見ネットワーク連絡会とは

1. 連絡会の設立趣旨

近年の成年後見申立件数の増加に加え、身寄りのない高齢者、知的障害者の親亡き後の問題等により、第三者後見人の需要が高まってきている。一方で、資金面、事例の複雑化などにより、第三者後見人の受け皿不足が生じてきており、今後、ますます急増する制度利用ニーズに対応していくための対策が求められている。そこで、平成20年11月に神戸市では、第三者後見受任機関のネットワーク連絡会を立ち上げ、相互の情報共有を図るとともに、第三者後見受任に係る課題整理や解決策の検討を行っている。

2. 構成メンバー

①兵庫県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「たんぽぽ」、②公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部、③近畿税理士会、④一般社団法人兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ兵庫」、⑤NPO法人上野丘さつき家族会、⑥神戸市社会福祉協議会、⑦神戸シルバー法律研究会会員

神戸市における市民後見人の養成

市民後見人とは

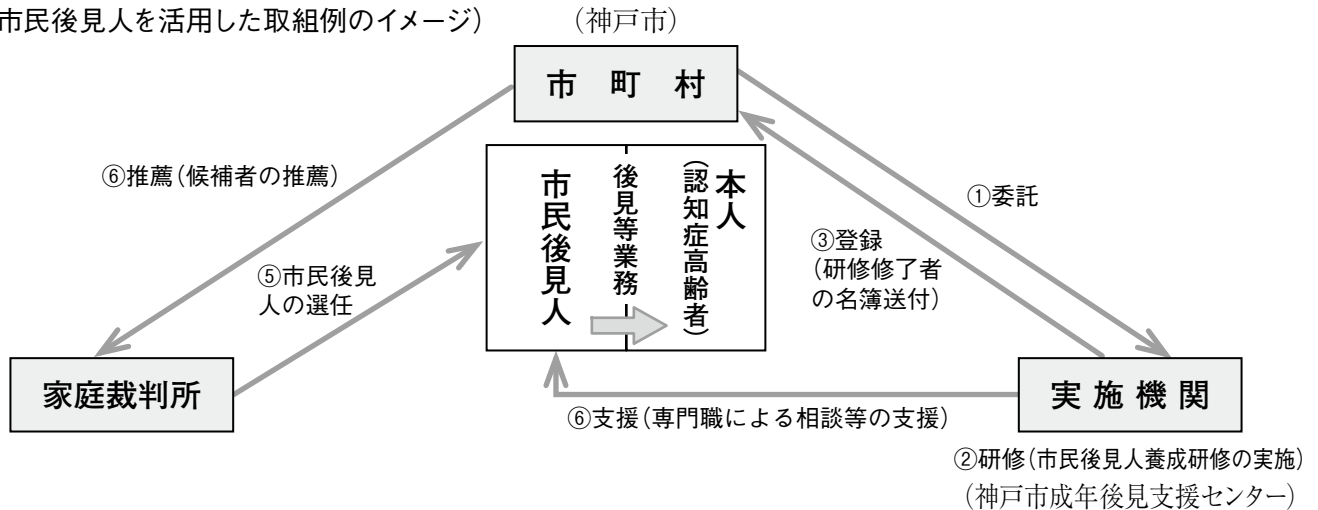
現在のところ、公的に統一された市民後見人の定義はありません。

日本成年後見学会報告書（平成18年度）によれば「弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者」とされています。

市民後見人の育成及び活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとされています。

（市民後見人を活用した取組例のイメージ）



市町村で市民後見人等を確保するために

老人福祉法改正（平成24年4月1日施行）の具体的内容

老人福祉法第32条の2を創設（後見等に係る体制の整備等）

市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずよう努めるものとする。

（1）研修の実施

（2）後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦

（3）その他必要な措置（※）

（※）例えば、研修を修了した者を登録する名簿の作成や、市町村長が推薦した後見人等を支援することなどの措置が考えられる

市民後見人の養成状況（全国）

政令市：仙台、千葉、名古屋、大阪、北九州

全 国：23年度は、市民後見推進事業（厚生労働省の補助事業）に37市区町(26都道府県)が取り組んでいる。

神戸市が養成する市民後見人

市民後見人は、単に不足する第三者後見人の受け皿や専門職後見人の代替えとしてではなく、「身近な地域における住民相互の支え合い」「頻度の高い訪問などのきめ細かな後見活動」など、一般の市民感覚を尊重した後見活動を期待しています。

しかし、制度上、市民後見人は専門職後見人と同様の権限や責務を負いますので、養成後の登録・支援・監督までを行う組織的な活動支援体制が欠かせません。そのため、神戸市成年後見支援センターと各種専門家による活動支援体制を整えて、市民ならではの有意義な後見活動が安心して行えるようにしています。

神戸市の市民後見人が受任する案件

市民後見人に委嘱する事案としては、たとえば具体的には「日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心の事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案」が一般的に想定されています。

神戸市の市民後見人の場合も、一般市民が見守ることができる難易度の低い事案を対象としています。具体的には、

- ・ 後見類型
- ・ 安定的な身上監護（施設入所者を想定）が中心の事案
- ・ 財産管理に困難性がない（多額の資産・負債、不動産賃貸物件の所有、相続がない）
- ・ 親族間の紛争や権利侵害がない

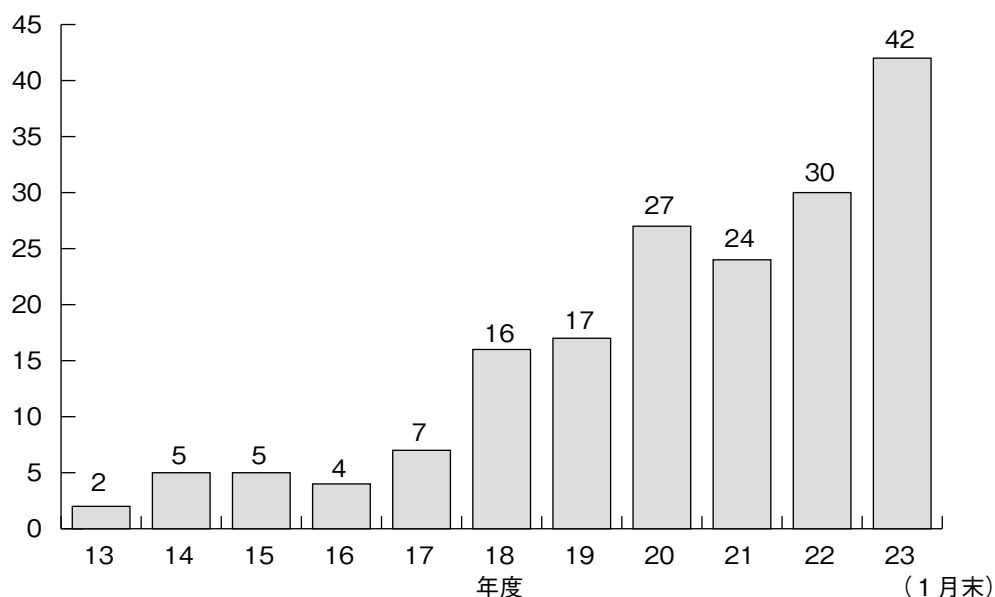
などを想定しており、当面は「市長申立の案件」と、「社会福祉協議会の法人後見で安定した事案」などを中心に受任する予定です。

市民後見人の報酬について

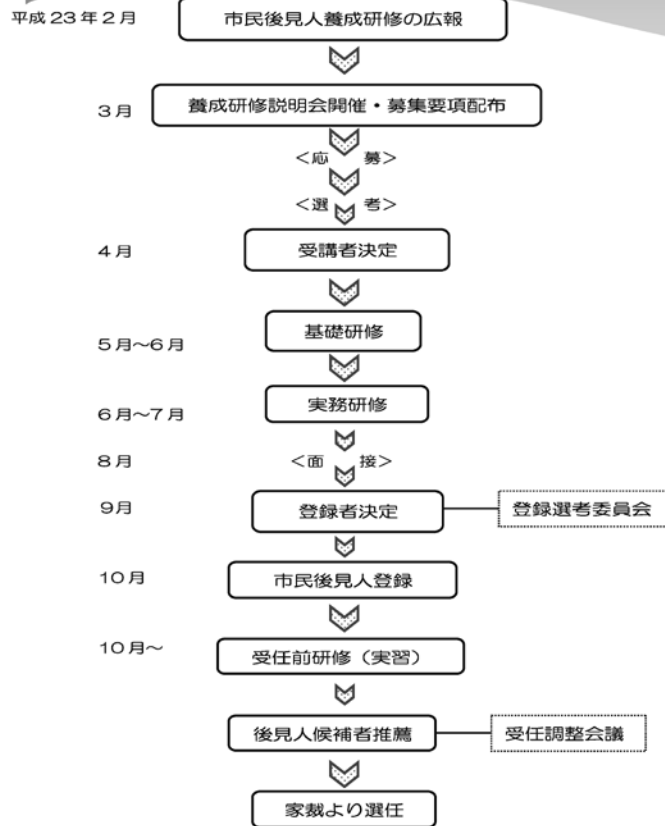
社会貢献（ボランティア）を目的として活動していただくこと、被後見人の財産状況によって報酬に差が生じる恐れがあることから、当面、神戸市の市民後見人は、無報酬としています。

※後見活動にかかる交通費等の実費は被後見人の財産で負担

（参考）市長申立件数の推移



市民後見人養成の流れ（予定）



◇ 応募者 81 名

◇ 受講決定者 40 名

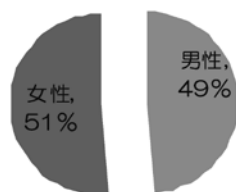


◇ 登録者 35 名

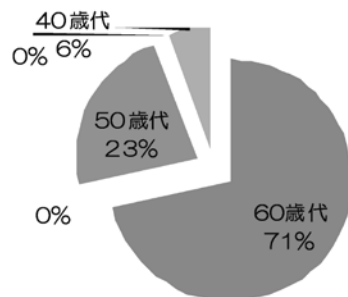


4) 登録者の概要

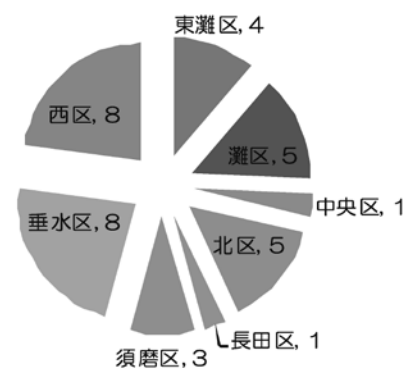
<性別>



<年代>

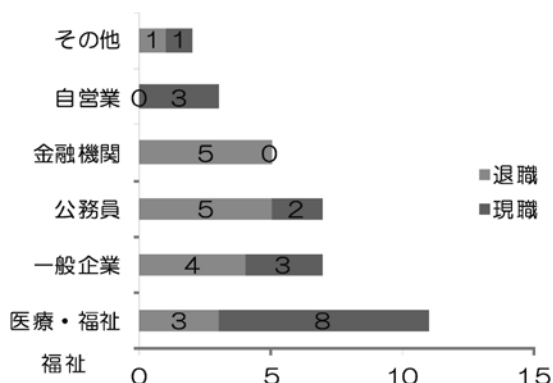


<住居地>



※ 兵庫区は 0

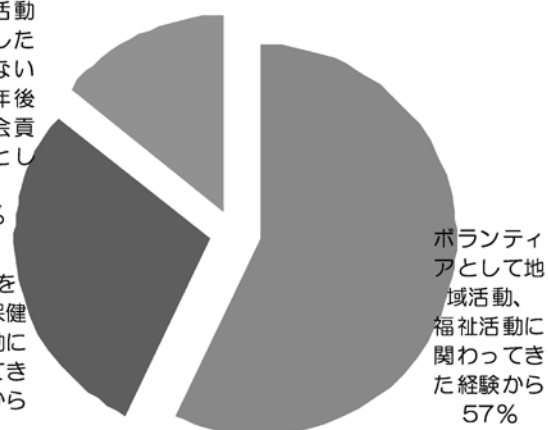
<職業>



<受講動機>

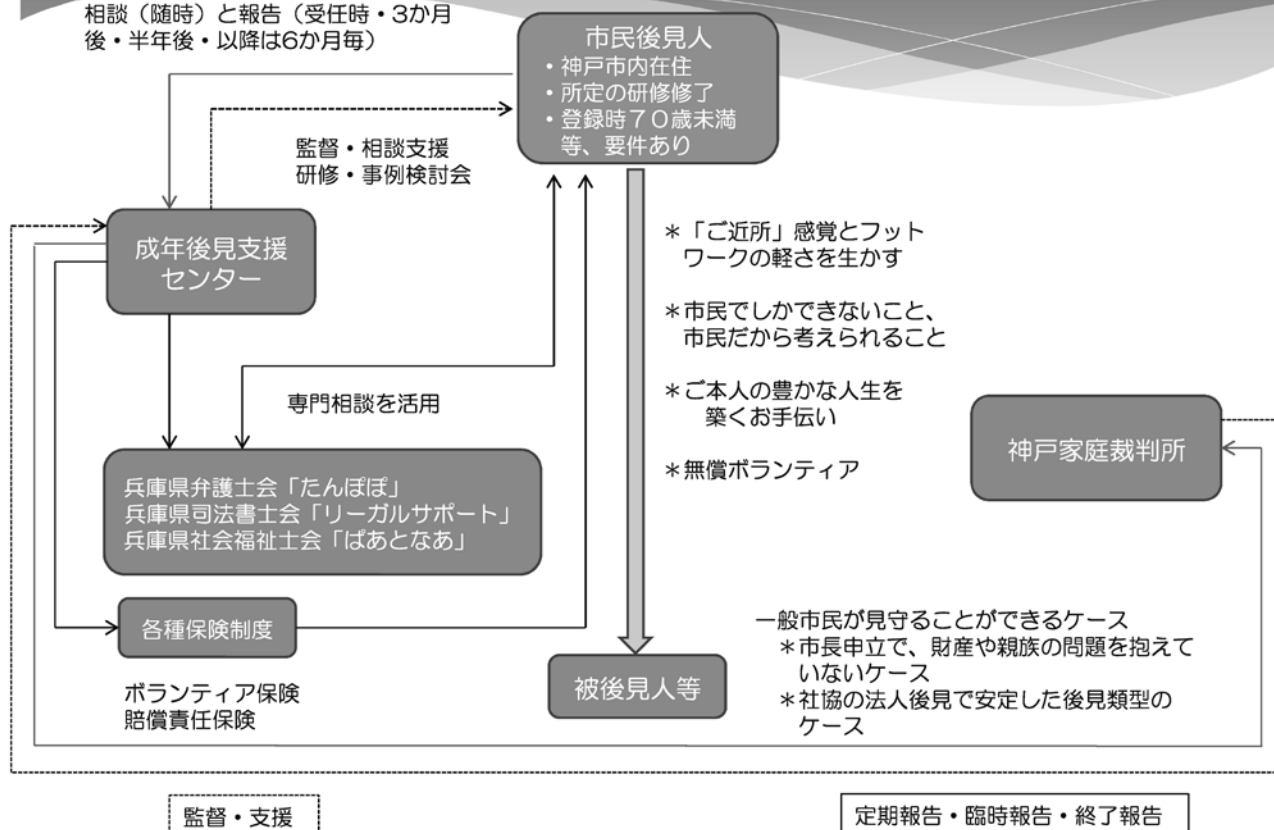
これまで地域福祉活動に関与したことはないが、定年後等の社会貢献活動として14%

専門性をもって保健福祉活動に携わってきた経過から29%



5) 神戸市民民後見人の活動と支援の仕組みについて

相談（随時）と報告（受任時・3か月後・半年後・以降は6か月毎）



参加者の事前質問

【市民後見人の活動内容】

- ① 市民後見人とは、何をするのか。(特別養護老人ホーム)
- ② (ア) 市民後見人と専門職の後見人との位置づけは。
(イ) 市民後見人養成講座の内容、研修時間、適性審査をどのようにしたのか。
(ウ) 市民後見人は個人として活動するのか、又は法人を設立して活動するのか。(行政書士)
- ③ 法律上の問題など、市民後見人の相談に乗る専門的な体制はありますか？ 市民後見人のバックアップ体制はどのようなもののでしょうか。(特別養護老人ホーム)
- ④ 神戸市では市民後見人の活動を強く期待されていますが、今後どのように市民後見人との連携を取っていかれようと考えておられるのでしょうか。(行政書士)
- ⑤ 市民後見人の方が後見人(又は保佐人・補助人)になられ支援していただく時、初めは上手く連携が取れていたが、徐々に法的な問題が出た場合、どこまで支援して頂けるのでしょうか。
通常の支援は変わらないと思うのですが、所謂困難ケースになった場合の負担について教えてください。
(神戸市社協)

【その他】

- ⑥ 成年後見制度をこれから勉強して、身寄りの無い方の成年後見人になりたいと希望されている民生委員の方がいらっしゃいます。これから勉強し実際に後見人になってもらうためには、どのような参考書や講座をお勧めしたら良いかを教えていただきたいです。(あんしんすこやかセンター)

成年後見制度 活用事例 Q & A

－神戸市成年後見支援センターに寄せられた相談より－

1. 成年後見制度の利用

Q 1 本人の財産を守る

家族が本人の年金を勝手に使い込んでいるようだ。本人の財産を守るためにはどのような方法があるか

A (回答：野上 弁護士)

1. 本人に判断能力がある場合

福祉サービス利用援助事業の日常的金銭管理サービス（※）を利用することで、他の第三者が本人の財産を簡単には消費できないようにすることが可能です。

資力に余裕がある場合には、財産管理契約（※）と、将来、判断能力が低下したときに備えて任意後見契約（※）を締結して、財産管理を第三者に委ね、財産を守ることができます。

2. 本人の判断能力が不十分な場合

法定後見制度（※）を利用する方法があります。法定後見制度は、家庭裁判所が選任した後見人（保佐人・補助人）が、本人の財産管理や身上監護を行うというものです。

緊急の場合は、まず家庭裁判所に相談し、経済的虐待の緊急ケースとして、後見手続開始の審判を速く出してもらるか、審判前の保全処分申立て（審判が効力を生じるまでの間の財産の保全・管理など）の検討をしましょう。

（※）：「改訂版 成年後見制度活用サポートブック」（2011年3月発行）。以下同じ。

「日常的金銭管理サービス」：サポートブックP12下段

「財産管理契約」：サポートブックP10上段

「任意後見契約」：サポートブックP9上段

「法定後見制度」：サポートブックP15

参加者の事前質問

【利用開始の時期：どのような状況になった場合に、後見制度利用を検討すべきか】

- ① この制度を利用しなければいけない方の、明確な基準を知りたい。（居宅介護支援事業所）
- ② 第3者後見人への依頼可能時期など、本人がどういう状態になれば制度利用出来るのか。（高齢者専用賃貸住宅）
- ③ 成年後見制度の活用にも費用がかかりますから、早くから申し込むことは負担だと思いますので、どのような時点を目安にしたらよろしいでしょうか。
具体的には次の方は、成年後見制度の対象となるか（74歳、要介護1、日中を中心に介護必要）。
ご主人は既に亡くなられ、子どももなく、独居生活をしています。
糖尿病等の持病はありますが、身の回りの事は出来ています。「自分の家で生活したい」との意思が強い。兄弟が、電話での安否確認や、月1～2回泊まりに来て掃除片づけや、銀行等の事も一緒にして下さり、介護サービス（通所介護）の支払いも問題なく出来ています。（特別養護老人ホーム）
- ④ 福祉サービスの契約手続きの観点から、成年後見人の選任申立は、何時頃までに考えたら良いでしょうか。（デイサービスセンター）
- ⑤ (ア) 本人さんに認知症状が出ている場合でも、自分はぼけていないし、しっかりしていると思われる人に対しては、制度利用開始の判断をどのようにするのか。その場合、本人さんに対する

るアプローチは、どのようにされるのか知りたいです。

(イ) 実際に成年後見制度を利用するために裁判所に申請すると、後見人を立てるまでにどれ位の期間が必要になるのか。(特別養護老人ホーム)

- ⑥ 当医の緊急で脳卒中の患者様等をお受けした際、独居で家族もいないか、いても協力拒否、本人は意思疎通あいまい等、今後の方針も立てにくい方が時々おられます。

近い友人等からの情報でお金はあるらしいが、本人の認知能力から口座よりお金を引き出すことなどが困難で、病院の支払いも難しく他医に紹介する事も出来ない時、どう対応したらよいかアドバイス頂けたら幸いです。(病院)

- ⑦ 発達障がい(ADHD)の要支援児童、パニック障がいの母親、及び祖母の家庭で、どのように制度利用したらよいか、また祖母がどこまで関われるのか、お尋ねしたいです。(居宅介護支援事業所)

- ⑧ 制度の利用を進めなかった場合、第3者(ケアマネ・施設管理者等)の法的罰則があるのか。(居宅介護支援事業所)

【本人の利用意思：制度利用が必要と思われる人を、利用に結び付ける方法】

- ⑨ 支援側は成年後見制度が本人にとって必要と考え利用に結び付けようとするが、本人は必要と考えておられず、制度利用になかなか至らない。

何か、本人の考えに変化をもたらすような「ポイント」「キーワード」のようなものがあれば是非教えていただきたい。(あんしんすこやかセンター)

- ⑩ 独居の方で身体状態があまり良くなかったので、後見の提案をしましたが拒否。そのような方の対応はどうすればいいのでしょうか。(結局、入院し後見のないまま亡くなり、最後まで身内の連絡先も教えなかったそうです。)(居宅介護支援センター)

- ⑪ 成年後見利用が必要と思ったら、まずどのように行動すべきか。(特別養護老人ホーム)

【任意後見契約への疑問：

本人が真意で契約締結したか疑わしい場合に、契約の真正を確認する方法】

- ⑫ 任意後見契約について本人に事実確認が難しい場合、任意後見受任者を通さずに、契約が適切にされたことを確認する方法があれば教えていただきたいです。

また、任意後見受任者の行動が疑わしい場合、任意後見契約の発効への進行を防ぐには、どのようにすればよいのかアドバイスをお願い致します。

具体的ケースは、認知症状のある要介護状態の高齢者が、お世話をしていた近所の知人と公正証書で任意後見契約をしていた。しかし、契約成立後に親族の同意がなかった事(知人は親族の同意を得ているとの事であったが)、さらに不明瞭な金銭の動きが発覚する。ご本人には財産・年金がかなりあります。

主治医による認知症の診断が下りており、また精神症状があります。本人は親族を拒否しており、懇意にしている近所の方にお世話をしてもらっていると思っています。実際には、話し相手と週1回の買い物をしてくる程度です。時が来れば、そのご近所の方が後見人として認められてしまうのでしょうか。(あんしんすこやかセンター)

【親族後見人：実体と不正防止策・留意事項等】

- ⑬ 実の親子関係であっても、成年後見人制度を利用している方もいる。それはどのような場合か知りたい。(有料老人ホーム)

- ⑭ 親族後見人の不正防止策・留意事項等についてお願いします。(知的障害者更生施設)

2. 申立て

Q 2 成年後見申立ての手順

ケアマネジャーの相談。病院に入院中の本人について認知症が進行し特養に入所する必要があるが、身寄りがいないため、入所契約、費用支払等の財産管理を代わってしてもらうのに後見人が必要となったので、申立て方法を教えて欲しい。

A (回答：小川 司法書士)

1. まずは主治医に診断書を依頼します（家庭裁判所提出用の所定の用紙があります）。その診断書の内容に従って、後見・保佐・補助いずれかの申立準備にとりかかります。
2. 補助や保佐類型なら「本人申立」といって、周りの方のサポートや、弁護士、司法書士に申立書類作成の依頼をすること等により、本人から申立を行うことが可能な場合もあります。ただ、本人による申立自体が困難な事情がある場合には、市長申立（※）も検討するので、神戸市に相談して下さい。
3. 類型によって必要書類や申立方法がことなるため、詳細については法律専門家や、家庭裁判所の窓口で相談（※）するのも一つの方法です。家裁の窓口で頼むと、成年後見の申立に必要な書類一式を受け取ることができます。診断書の用紙を含めてさまざまな書式を渡されるので、それを参考に申立書類を準備することも可能です。
4. 後見人等に選任されると、本人に代わって施設入所契約や財産管理ができます。

（※）：「市長申立」：サポートブックP18下段

「法律専門家や、家庭裁判所の窓口で相談」：サポートブックP20

参加者の事前質問

【利用の手順：制度利用の具体的な手順、費用、後見人の資質等】

- ① (ア) 申立てから選任までの流れ
 - (イ) 成年後見の相談があった時に、窓口が複数ある中で、繋げていく時のポイント（各機関の強み弱み）
 - (ウ) 費用について
 - (エ) 成年後見制度を利用する方は高齢化に伴い増加していますが、制度の課題点
 - (オ) 成年後見人の知的・精神障害者に対する、知識や専門性の程度・対応能力
 以上について教えて下さい。（障害者地域生活支援センター）
- ② 利用者の方に薦めるにしても、費用の事がやはり気にかかります。おおよその額を教えてもらった事もあるのですが、改めて具体的な例でお話が聞けたらと思います。（小規模多機能居宅介護支援事業所）
- ③ 成年後見人になるための費用は発生するのでしょうか。（ケアハウス）
- ④ 本人の子どもが一人が行方不明の場合は、申立ては難しいですか。（居宅介護支援センター）
- ⑤ 兄弟姉妹複数での後見人登録や、夫の妻の登録は可能でしょうか。（神戸市）
- ⑥ 申し込んでから、一度裁判所で話をするという聞いたことがあるのですが、その他、申し込んでから必要な事はあるのでしょうか。後見人が付くまでの具体的な流れを知りたいです。（精神病院）
- ⑦ 任意後見契約に至る手順、その後の発効に至る手順について教えて欲しい。（神戸市社協）

【利用調整：介護者・支援者等との制度利用調整の方法】

- ⑧ 当施設では独居の方が多く、直系親族以外の方が金銭管理をされているケースが多くみられます。成年後見について、お話はさせていただくのですが、現実、費用がかかることから動いていただけない事が多い傾向にあります。
- 制度利用に向けて、どのような説明手段・アプローチをすることが有効でしょうか。（ケアハウス）
- ⑨ 以下の事案で、どのように制度利用の調整をしていけばよいでしょうか。
- 認知症と精神障がい夫婦2人暮らし。子供なし。ご近所ともトラブル多発で施設入所を迫られています。
- 地域住民は、お二人を判断能力がないと見ている。一方、区役所あんすこ担当・包括支援担当者は、判断能力ありと見ており、両者の見解は根本的に異なっています。そんな中で、民生委員は早急に成年後見人を立てるように迫っております。また、お二人にはそれぞれ兄弟姉妹がありますが、みなさん関わりを拒否されています。（居宅介護支援事業所）
- ⑩ 任意後見制度のご案内をしたいケースがあります。本人も、しなければと分かっているが、腰が上がりません。もし認知症等になれば、財産管理を本人がしているため、家族間での争いが見えています。子供が2人おり、1名は申立をしてもよいと言っていますが、本人との折り合いが悪く、本人が望みません。もう1名の子供は、連絡を取ったことがないほど疎遠です。
- 本人は、弁護士さんにご相談すると相談金額が高いのでは、と懸念されています。
- 相談先が司法書士さんで、その後状況により、弁護士の方につないでいただくというのは、失礼にあたるでしょうか。そのご紹介いただいた際にも、謝礼等必要でしょうか。ご本人が一番気にされている点でしたので、教えていただければ幸いです。（有料老人ホーム）

【後見人の適格：後見人に求められる能力とバックアップ体制、施設職員の入所者後見人への就任の可否】

- ⑪ 担当している利用者様の専門職後見人は、ご本人の意思・気持ちをまったく無視し、後見人という立場や権限を振りかざして、本当の職務を履き違えているように思いました。
- 第三者に相談し、中に入ってもらっていただき話し合いもしましたが解決せず、ご本人は精神的に体調を崩し入院し、残念な結果となりました。
- たとえ認知症があっても、自分の気持ちをハッキリ言える方でしたので、もう少しご本人の意思を尊重していただきたかったです。後見人の資質・人格に欠ける方が後見人と認められることに、制度上の問題があると思います。是非、研修・フォローアップ体制を整えていただきたいです。（居宅介護支援事業所）
- ⑫ 成年後見に関わる方は、どのような認知症の勉強・研修をされているのか（代行される方で、理解してもらえない事があった）（居宅介護支援事業所）
- ⑬ (ア) 成年後見人の能力の範囲は、どのように決められているのでしょうか。また、家庭裁判所が決める場合には、決定される判断基準があるのか。
- (イ) 生活保護受給者が、成年後見制度を利用することは可能なのか。（病院）
- ⑭ 「市民後見人」の活躍の場として、有料老人ホームの職員が入居者の後見人になることは良いことでしょうか。望ましくない事でしょうか。（有料老人ホーム）
- ⑮ 介護施設の職員が、入所されている方の後見人になることは出来ますか。（ケアハウス）

Q 3 市長申立の手順、及び利用支援事業の利用方法

身寄りのない本人の判断能力の低下により施設入所の必要が生じた。申立てを行う適当な親族がいないので市長申立てしてもらいたいが、どのような手順で進めていったらよいのか。
また、本人は費用負担困難なため、助成等はないか。

A (回答：神戸市 三和田氏)

1. 市長申立て(※)の要件は、①本人の判断能力が後見レベル(※)であること、②申し立てを行う親族等がいなこと(親族による関わりの拒否、親族による虐待、連絡不能の場合も含む)、③その福祉を図るため特に必要があると認められること、の3点です。

以上の要件を満たすと考えられる場合は、市長申立ての各区の窓口である、保健福祉部あんしんすこやか係に相談して下さい。

2. 申立て費用、後見人報酬について、市長申立て対象案件で生活保護相当の資力であれば、「神戸市成年後見利用支援事業」(※)による助成制度があります。

窓口は保険福祉局計画調整課ですが、市長申立てを進める際に、併せて区の窓口相談して下さい。

(※)：「市長申立て」：サポートブックP18下段

「後見」：サポートブックP5上段

「神戸市成年後見利用支援事業」：サポートブックP18下段

参加者の事前質問

【市長申立ての対象】

- ① どういったケースが市長申立となるのか。市長申し立ての件数は年間でどの程度か。(あんしんすこやかセンター)
- ② (ア) 虐待ケースなどないと、親族がない方の市長申立は、実際のところ難しいと聞いたことがあるが、どうなのか。
(イ) 日常的金銭管理サービスから、成年後見への切り替えの判断が難しいので、どう考えたらよいのか。(居宅介護支援事業所)
- ③ 身寄りのない人の後見人を申し立てるのは、ホーム独自でも出来るのか。出来ない場合はどうしたらいいのか。(特別養護老人ホーム)

【相談窓口】

- ④ 成年後見制度を利用したいと希望する場合は、まず何処に相談しに行けば良いのですか。(ケアハウス)
- ⑤ 神戸市の成年後見に係る市長申立申請は何件くらいあり、後見人が就任するまで、どのような窓口で対応されているのですか。被後見人の特別な要望もあると思いますが。(行政書士)

【費用の助成】

- ⑥ 成年後見制度の相談を時折受けることがあり、一番聞かれることが多いのは費用面です。特に鑑定費用がやや高額ということもあり、経済的に困っている方が費用で申立を止めてしまうことも現実として多いと思います。もっと使いやすい制度にするために、補助金の交付などを考えてもらいたいと思います。（介護老人保健施設）
- ⑦ 申立、手続き、利用等には費用がかかりますので、低所得者（障がい者なども）にとっては利用出来難い現状ですが、今後は費用負担の少ない制度利用は考えられないのでしょうか。（居宅介護支援センター）

3. 後見人の職務

Q 4 後見人の職務範囲

後見人は何をしてくれる人なのか。

通院・入院介助、買い物といった日常生活の世話をしてくれる人がいないので、後見人に頼めるのか。

また、今後本人が入院・入所する場合、身元引受人になってもらえるか、医療行為の同意を親族に代わってしてくれるのか。

A (回答：植田 社会福祉士)

1. 後見人の役割（※）は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら必要な代理行為を行うとともに、本人の財産管理を適正に管理していくことです。
2. 後見人には成年後見人、保佐人、補助人の3類型があり、類型や各々のケースによって、代理権、同意権が家庭裁判所から付与されています。後見人は定められた代理権・同意権の範囲内で職務を遂行するとともに、新たに代理権・同意権が必要になった場合は裁判所に代理権・同意権の付与を申立てます。
3. 後見人は通院・入院介助、買い物、介護といった日常生活のお世話（事実行為）は行いません。しかし、本人に必要な支援は何かを判断し、適切な福祉サービス等を受けられるように、本人に代わって福祉サービス等の利用契約を締結（代理権）します。また本人が後見人の同意無く不利な契約をしてしまった場合には契約を取り消す（同意権・取消権）こともあります。
4. 後見人は身元引受人（連帯保証人）にはなれません。しかし、後見人は本人の代理人として、責任をもって利用料の支払い等をするを病院や施設に説明します。
5. 後見人には医療行為の同意権はありません。しかし、後見人は、本人の代理として、親族がおられる場合は親族に医療同意をお願いします。全く親族がおられない、あるいは連絡が取れない、連絡が取れても協力を拒まれたような場合は、医師の判断で医療行為を行っていただけるようお願いします。

（※）：「後見人の役割」：サポートブックP4中段

参加者の事前質問

【入院・入所時に身元引受人等になれるか】

- ① 区役所に市長申立の相談をした時に、後見人は入院や入所の際に必要なキーパーソンにはなれない、と言われたのですが事実でしょうか。（居宅介護支援事業所）
- ② 成年後見人が身元引受人になれるか。（ホームとしては引き受けてもらいたい）（有料老人ホーム）
- ③ 成年後見人の方は、介護施設に入居される方の保証人になることは出来ますか。
後見人の方によって、なれる方・なれない方がいるのですが、どうしてなのでしょう。（ケアハウス）
- ④ 身寄りのない方、もしくは親族がいても関わり拒否のある方が入院された時に、保証人となる人がいない場合があり、今後の判断力低下も含めて考えて、何かサポートしていただけることがあれば教えてほしいです。（居宅介護支援事業所）
- ⑤ 入院や死亡後の事項など、後見人の職務範囲を超える事項を要求されることもあると思いますが、そのような時はどのように対応されているのでしょうか。（特別養護老人ホーム）

【医療行為の同意は出来るか】

- ⑥ 当人やその子どもが後見制度を利用しており、急変事、輸血や人工呼吸装置などの延命措置が必要な場合、後見人へ何処まで同意を求めているのでしょうか。(老人保健施設)
- ⑦ 後見人から、基本、お金のかかることについては動けますが、入院時の手術や延命に対しての同意は出来ないと言われています。病院からは家族をと言われ取り合ってくれません。こういうケースはどうすればいいのでしょうか。(特別養護老人ホーム)
- ⑧ 医療行為の同意は、成年後見人はなさないのか。もしなしないとすれば、なぜでしょうか。(有料老人ホーム)
- ⑨ 入院し、手術の時の同意書は頼めないと聞いたことがあります。誰もいない時は、どうしたらよいのですか。(居宅介護支援センター)
- ⑩ (ア) 後見人の医療同意について、後見人が出来ない事は理解しているが、実際にはみなさん、どのように対応されているかを知りたい。
(イ) 同様に、入院生活に必要な日用品の補充についても知りたい。
(ウ) 後見人から見て、病院側に要望すること、困った事等あれば是非教えて頂きたい。(病院)
- ⑪ 病院から手術をするのかを問われた場合、後見人で判断が出来るのかどうか。(特別養護老人ホーム)

【後見人の財産管理等の内容】

- ⑫ 現在、保佐人が付く予定の方がいらっしゃいます。この方の金銭の出し入れはカードがない為、ヘルパーと一緒に引き下ろしています。息子様は、保佐人が付き次第、カードを作りお金の管理をしてもらいたいとの事です。また、デイサービスの領収書も保佐人に預かってほしいとの事です。可能なののでしょうか。何処までが可能なのか、よくわかりません。(居宅介護支援事業所)
- ⑬ どこまでの範囲で後見すればよいのか。また、第3者が関わっていくシステムがあるか知りたい。(診療所)

Q 5 被後見人の確定申告

被成年後見人で年金が主な収入の人は、確定申告が必要か。それは後見人等の職務か。

A (回答：溝部 税理士)

1. 年金は日本年金機構が扶養親族等申告書の情報により源泉所得税を計算し、社会保険料とともに年金から天引きした残額を個人の口座に振り込みます。その所得税は概算であり、また、医療費等は加味されていないため、戻ってくる人もいます。また、所得税がかからなかったからといって申告しなければ、住民税の控除の金額、例えば、基礎控除 所得税は 38 万円ですが、住民税は 33 万円と違うため、所得税を差し引かれていなくても住民税が翌年の 6 月からかかってくる場合があります。このように確定申告をしなければ払わなくてもよい所得税・住民税を支払っているかもしれないため、本人の財産の保全のためには確定申告をしておいた方がよいでしょう。住民税だけがかかる人は住民税の確定申告もあり、区役所で申告できます。所得税だけの人は確定申告をしておけば、自動的に住民税の申告もしたことになります。遺族年金や障害年金は、所得税・住民税の課税対象ではないため確定申告をする必要はありません。
2. 確定申告の手続きは後見人が自らする必要はなく、税理士（※）に依頼して、その費用を本人の財産から支弁することができます。特に特養に入るため自宅を処分した場合など、確定申告の特別な法律を利用するかなど、所得税に大きな差があることも考えられるため、依頼しておいた方がよいと思われます。

(※)：「税理士」：サポートブック P17 下段

4. 後見等の終了

Q6 本人死亡後の事務は誰がするのか

年金があり生保適用でない身寄りのない方が亡くなった場合、死後のことは法的には誰がするのか。

A (回答：井上 行政書士)

1. 後見人の職務は本人の死亡によって終了し、相続人に引き継がれます。葬儀や諸届けなど本人死亡後の事務は、通常、先ずは相続人、次いで扶養義務者あるいは親族が執り行うことになっています。
2. 葬儀や法要、住居の明け渡しや遺体の引取り、未払いの入院費用や施設費用の支払等、成年後見人が権限外の死後事務をやむを得ず行う場合は、民法の応急処分義務や事務管理の規定によって対処することも考えられるが、死後事務の許容範囲や効果については明らかでなく、確実な法的根拠にはなりえないと思われます。そのため、家庭裁判所と事前に相談し、さらに出来れば相続人全員の承諾を得るなど、慎重に判断して行わざるをえません。
3. 本人の生前、意思能力のある間に、特定の親族や第三者と死後事務について委任契約(※)を結んでおくことができます。通常の委任契約では委任者が死亡すれば終了しますが、特約により死後も契約を継続することが可能だからです。
4. 設問の副題にあるように、死後の事務を引き受けてもらえる人が全くいない場合は、「生活保護法」(第18条)及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」、「墓地埋葬法」(第9条)等に基づいて、区役所保健福祉部保護課管理係に相談することになります。
なお、相続財産はあるが相続人のあることが明らかでないときは、家庭裁判所により相続財産管理人が選任され、所定の手続きを経て最終的には国庫に帰属します。

(※)：「死後の事務委任契約」：サポートブックP10下段

参加者の事前質問

【身寄りのない方の死後事務の範囲】

- ① 他に身寄りのない方で、死後の事務の範囲はどこまでですか。(有料老人ホーム)
- ② 後見人に、葬儀も頼めますか。(居宅介護支援センター)
- ③ 被後見人の死後の対応について、実際にはみなさん、どのように対応されているかを知りたい。(病院)
- ④ 死亡後にホームに残された財産は、どう処分したらいいのか。(特別養護老人ホーム)

